

様式 4

南相馬市監査委員公表第 5 号

令和 5 年 2 月 2 7 日付け南相馬市監査委員公表第 3 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、南相馬市長から令和 5 年 3 月 2 7 日付け 4 財第 9 9 5 号により措置の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 3 1 日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

様式 2

監査結果に係る措置通知書

コミュニティ推進課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>南相馬市市民活動サポートセンター運営事業補助金(一般社団法人南相馬パブリックトラスト)</p>	
<p>1 南相馬市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)と一般社団法人南相馬パブリックトラスト(以下「団体」という。)の会計が混在した形で経理されており、センターの事業として明確に区分経理されていませんでした。当該補助金は、センターの運営に必要な経費(給料、手当、社会保険事業主負担金等)及びセンターの活動に必要な経費に対して補助を行っているものであることから、当該事業を実施したことが会計上明確に区分できるようにする必要があります。今後適切な指導をしてください。</p>	<p>1 令和3年3月に、センター運営団体が法人化したことにより、センターと団体との間で経理が混在していた部分があったため、今後は経理上、区分を明確にできるよう、申請団体に対して指導しました。また、市側でも定期的な状況報告を求め、市でも十分に確認するよう努めます。</p>
<p>4 補助事業が完了すると、実績報告書が提出され、履行確認、実績確認をしたうえで補助金額を確定することになりますが、今回、収支決算書及び現金出納簿、領収書等を確認したところ、二重計上や対象外経費の計上、また、収入計上漏れ等、正確な実績報告書が作成されていなかったことから、監査指摘後修正された分で739,332円の返還が生じる事態となりました(聴き取り調査後、監査で精査した返還額は811,081円になります。)補助金を交付するに当たり、団体に対</p>	<p>4 申請団体に対して、改めて対象事業の内容、補助対象経費等について、説明しました。(様式6の3のとおり、要綱等については速やかに整備するよう進めております)また、市でも実績等の確認が不十分だったことから、今後は、予算執行状況、事業実施状況等について毎月状況報告を求め、定期的に検査を実施するなど、適正な管理に努めます。</p> <p>なお、令和3年度補助金にかかる返還の手続きについては、令和4年度中に完了すべく事務手続きを進めております。</p>

<p>し、対象事業の内容、補助対象経費等について十分に説明を行い、団体の事業実施状況、予算執行、事務処理状況の把握に努め、適時、適切な指導・監督を行わなければなりません。しかし、当該事業については、事業報告書に記載された数値等について、形式的な審査のみとなっており、提出された収支決算書及び証拠書類について、審査・確認が不十分でした。また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業内容を見直したことで、事業計画が大きく変更されていましたが、事業計画の変更承認がされていませんでした。今後適切な対応をしてください。</p>	
<p>5 視察研修ということで、事務局長及びスタッフの計3名の休日出勤による残業手当、旅費及び日当の支出がありました。事業計画及び事業報告には記載がありませんでした。団体からの聴き取り調査の際、当該事業に係るものとの説明があったことから、研修報告書の提出を求め、研修の内容及び成果について精査しましたが、当該事業で対象となる研修とは言い難い内容でしたので補助対象外とします。よって、監査指摘後に修正された返還額に視察研修に係った経費71,749円を加算した額が返還額となります。</p>	<p>5 研修等について、必要性、成果等を再確認すること、また、当初から予定されている研修等については、事業計画書に記載するよう、申請団体に指導しました。なお、補助金の返還については、4に記載のとおり事務手続きを進めております。</p>
<p>6 当該事業費を、団体が市から業務委託を受けた「敬老祝品等支給事業」に係る事務費等に流用していました。返還額に含まれていますので、適切な対応をしてください。</p>	<p>6 1、4に記載のとおり、申請団体に対し指導するとともに返還にかかる事務手続きを進めております。</p>

<p>7 概算払い請求が、6月7日でしたが、事業開始から2か月以上経ての請求は適時とはいえません。運営に支障を来さないよう適切な対応をしてください。</p>	<p>7 事業スケジュールおよび事業の進行に応じた実施量を確認したうえで、支払いの時期、支払額について対応するよう努めます。</p>
<p>8 領収書について、単価、数量等の記載がなく、品名と金額だけのものがありました。また、実際の支出額と支出伝票の額が相違しているものがあり、結果、過不足金として処理するなど適正さに欠けていました。適切な指導をしてください。</p>	<p>8 現在も複数人で確認していますが、さらに確認の徹底をするよう、申請団体へ指導しました。また、4で記載のとおり、市でも検査を実施するように努めます。</p>
<p>9 団体に定める就業規則第14条賃金の計算期間及び支払日では、「賃金は毎月月末に締め切り、次月10日に支払う」とされていますが、月末締めの当月末払いであったり、翌月1日及び2日の支払いであったりと規定どおりに支給されていませんでした。規定にのっとった支給をしてください。</p>	<p>9 申請団体より、先に回答した内容に誤りがあったとの報告がありました。市で再度確認したところ、ご指摘の内容については、規定のとおり支払い手続きしていることを確認しました。</p>
<p>10 ホームページが開設されていますが、データや通信内容の暗号化がされていませんでした。データの改ざんや情報漏洩につながる恐れがありますので、直ちに適切なセキュリティ対策を講じてください。</p>	<p>10 申請団体からセキュリティ対策を実施したとの報告を受け、市で対策済であることは確認しましたが、対策前のホームページがまだ閲覧できる状態であるため、至急必要な手続きをし、令和4年度内に改善するよう依頼しております。</p>
<p>11 切手等の受払管理簿の提出を求め、購入枚数と払出枚数を確認しましたが、合致していませんでした。切手や駐車料サービス券は金券ですので適正な管理をしてください。</p>	<p>11 管理する様式等を改め、都度、購入枚数と払出枚数を確認することを徹底するなど、適切な管理を実施するよう、申請団体へ指導しました。</p>